

## 令和2年度事業計画（変更）

### 1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第7条第1項第4号に掲げる事業及びこれに附帯する事業）

国が定める「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画(令和元年12月20日変更)」及びJESCOが定める「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画(令和元年12月20日変更)」に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理事業を行う。

(単位：百万円)

| 事業区分             | 事業の概要                        | 所要資金の額※<br>(当初認可) | 変更額   | 所要資金の額<br>(変更認可) |
|------------------|------------------------------|-------------------|-------|------------------|
| ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業 | ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理及び処理施設の管理を行う。 | 31,461            | 3,902 | 35,363           |

※ 収入総額の金額が予算に比して増加するときは、環境大臣の承認を受けて、その増額する金額を限度として、当該収入に対応する事業に直接必要な所要資金の額を増額することができる。